

きつき消費者かわら版

令和5年9月15日発行



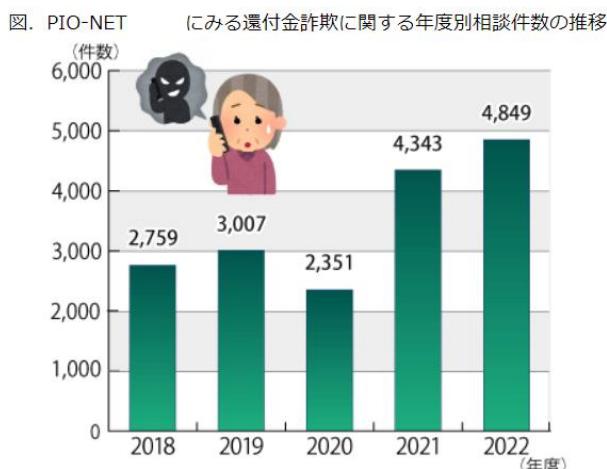
市民の皆様から寄せられた消費者トラブルの相談や注意してもらいたいニュースを定期的にお伝えする情報誌です。トラブルの未然防止にお役立ていただければ幸いです。

■ 6月～7月の相談件数は32件で、前年と比べ8件増加しています。

主な相談内容は、不審な電話や定期購入に関するものでした。

市内でも還付金詐欺の相談が増加しています！

全国の消費生活センター等に寄せられる「還付金詐欺」に関する相談が増加しています。



還付金詐欺とは、市役所職員や銀行員などをかたって自宅の固定電話等に電話をしてきて、税金や保険料等が還付されるなどと説明し、そのための手続きとしてATMに誘導するなどしてお金をだまし取る手口の詐欺です。

〔独立行政法人国民生活センター 発表資料より〕

- 還付金に心当たりがある場合は、自分で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認してください。
- 「お金を返すために必要」などと言われ、名前や住所、銀行名、口座番号等の個人情報を聞かれても安易に答えてはいけません。
- 不審な電話の対策として、防犯機能付き電話機の導入や、電話機の留守番電話機能、ナンバー・ディスプレイ機能などを活用しましょう。
- 不安を感じたら、すぐに家族・知人、警察、最寄りの消費生活センター等に相談してください。

クーリング・オフを活用しましょう

消費者が不意打ち的な勧誘を受けて契約をしてしまったとき、冷静に考え直せるよう、**一定の期間内、一定の取引形態**であれば無条件に契約を解除できる制度が「クーリング・オフ」です。（※通信販売、店舗販売には適用されません。）

クーリング・オフできる取引形態と期間

| | |
|----------|------|
| 訪問販売 | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | 8日間 |
| 連鎖販売取引 | 20日間 |
| 特定継続役務提供 | 8日間 |
| 業務提供誘引販売 | 20日間 |
| 訪問購入 | 8日間 |

★2022年6月からクーリング・オフを電磁的記録（メール、SNS、FAX等）で行うことが可能になりました。クーリング・オフをした記録は、後からでも確認できるよう保存しておきましょう。

★2023年6月からは、契約書面等電子での交付が可能になりました。メールやSNSが得意でなければ、電子書面を勧められても従来通り紙の書面交付を希望し、いつでも契約内容が確認できるようにしておきましょう。

見守り 新鮮情報

- ◆屋根や外壁、水回りなどの“**住宅修理**”
- ◆保険金で住宅修理できると勧誘する“**保険金の申請サポート**”
- ◆“インターネットや電話、電力・ガスの**契約切替**”
- ◆“**スマホのトラブル**”契約内容や操作を確認
- ◆健康食品や化粧品、医薬品などの“**定期購入**”
- ◆パソコンに警告表示“**サポート詐欺**”

高齢者とそのまわりの方に 気を付けてほしい 消費者トラブル10選

- ◆“架空請求”、“**偽メール・偽SMS**”
- ◆在宅時の突然の
訪問勧誘、電話勧誘”
- ◆“不安をあおる、同情や好意に
つけこむ勧誘”
- ◆偽サイトなどに注意
“インターネット通販”



ひとこと助言

他人事じゃ
ないよ



- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。
- 消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合には、できるだけ早く相談してください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第442号（2023年1月31日）発行：独立行政法人国民生活センター

お問い合わせ・相談先

杵築市消費生活センター（商工観光課内） TEL 0978-62-1808

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL 097-534-0999